

# くらし応援商品券 第4弾の交付について



## くらし応援商品券第4弾を受取っていない方へ

先日、町が物価高騰対策事業として行う、標記商品券を「ゆうパック」にて郵送したところですが、不在票投函後の保管期間経過や居所不明のため郵便局より返還され、現在、役場でお預かりしている場合があります。郵送にて受取りになれなかった方は、役場窓口でお渡しさせていただくことになりますので、至急下記までお問い合わせください。

なお、不在票投函後に保管期間を経過し返還された場合は、別途文書にてご案内しています。

## 基準日以降に亡くなった方の商品券について

交付対象者で、令和8年2月1日以降にお亡くなりになった方の商品券について、同世帯に世帯員がいる場合は、新たな世帯主の方に亡くなった方の商品券を含めて郵送しております。同世帯に世帯員がいない方の商品券については、返送され役場にて保管している場合があります。相続人代表者への交付もできますので、下記までお問い合わせください。

**【交付対象者】** 令和8年2月1日現在、長万部町の住民基本台帳へ登録されている方

**【商品券の金額】** 1人あたり16,000円  
(共通券8,000円、中小店舗用8,000円)

**【お受け取り期限】** 令和8年9月30日(水) ※使用期限も同様

**【お受取り窓口】** 産業振興課商工観光係 (役場2階)

## 【取扱店舗一覧の削除訂正】

(分類/飲食店)

- ・ドライブインかなや (平里)
- ・カネカツかなや食堂 (本町)

※上記の店舗は商品券を使用できませんが、「駅弁かなや(本町)」は使用できます

**【お問い合わせ先】** 産業振興課商工観光係 (☎2-2455)

## 令和8年度 長万部町空家等除却支援事業補助金

### 【危険な空家等を解体するための費用を補助します】

町民のみなさまが安心して生活することができる環境を確保するため、倒壊や屋根・外壁等の部材が飛散するおそれのある空家の解体工事にかかる費用の一部を補助します。

### 1. 補助対象空家等

- (1) 町内に存するもので、個人所有の住宅であること
- (2) 概ね1年以上居住がない又はその他の使用実績がないこと
- (3) 他の公的な制度による補助対象又は公共事業等の移転補償対象になっていないもの
- (4) 不良住宅であること(不良度判定表で100点以上)
- (5) 居住の用に供する一戸建て専用住宅及び長屋又は共同住宅(併用住宅の場合は1/2以上が居住用途であること)

### 2. 補助対象者(申請者)

- (1) 補助対象空家等の所有者等で法人を除く(相続人及び代理人を含む)
- (2) 所有者等が属する世帯全員の町税の滞納がない方
- (3) 所有者等が属する世帯全員が暴力団員もしくは暴力団関係者でない方

### 3. 補助事業内容

- (1) 解体工事を行う資格を持っている町内業者が空家等を除却すること
- (2) 自ら建て替え目的の除却でないこと
- (3) 申請年度の12月末日までに事業が完了するもの

### 4. 補助対象経費

- (1) 空家等の除却に要する費用
- (2) 立木(樹木)や家財道具等の処分に要する経費は、補助対象外

### 5. 補助金の額

- (1) 補助金限度額：60万円
- (2) 補助率：解体に要する費用の2分の1
- (3) 国で定める単価で計算した工事費の2分の1  
※(1)～(3)のいずれか低い額(千円未満切捨て)

■事前に空家の判定を受ける調査申込みが必要です。また、補助要件の確認及び添付書類のご案内のため、事前の相談をお願いします。

**【ご相談・お問い合わせ先】** 町民課生活環境係 (☎2-2453)